

第 17 回弁護士業務改革シンポジウム <第 11 分科会>

民事裁判の活性化

～財産開示の活用／損害賠償の充実へ～

第 1	はじめに	309
第 2	損害賠償制度	309
第 3	抑止的付加金制度の導入について	315
第 4	財産開示制度の現状と改正の方向性	321

資料編

資料 11	損害賠償の填補に関するアンケート報告	332
資料 11-2	損害賠償の填補についてのアンケート	333
資料 11-3	損害賠償の填補に関するアンケート回答件数一覧	335
資料 11-4	自由記載等一覧（基調報告書付属の CD に収録されております。）	

第1 はじめに

日弁連第62回定期総会「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」

日弁連は、2011年(平成23年)5月27日の第62回定期総会で、「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」(以下「第62回定期総会決議」という。)を採択した。その中で、民事司法改革で取り組むべき課題の一つとして、「市民の権利を保障し、頼りがいのある民事司法とするために」を掲げており、民事訴訟及び行政訴訟における証拠及び情報収集手続の拡充、多数の被害者の権利行使を糾合する集団訴訟制度等の導入、判決履行確保及び民事執行制度の改革の検討、そして、損害賠償制度等民事実体法の改善改革の検討といった点が、検討すべき事項とされている。

日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会(以下「民裁委員会」という。)では、従前からこのような検討課題に取り組んできたが、今回の第17回弁護士業務改革シンポジウムでは、このうち、①損害賠償制度の充実と②財産開示制度の活用の2点につき、シンポジウムを開催するものである。

第2 損害賠償制度

1 損害賠償制度等民事実体法の改革改善の検討

第62回定期総会決議では、「損害賠償制度等民事実体法の改善改革の検討」について、次のように述べている。

「司法制度改革審議会においても、我が国の損害賠償認定額が低額であるという批判のあることが指摘され、必要な制度を検討すべきとされた。早急に損害賠償制度の改善改革が必要である。填補賠償を超えた損害賠償制度、違法行為抑止や違法利益はく奪を目的とする損害賠償制度を含め、検討すべきである。」

ここで掲げられているように、裁判所における損害賠償認定額が低額かどうか、低額であるとするればそれほどの点についてか、また、それらに対しどのようにすべきなのかという点について検討していきたい。なお、このシンポジウムで検討する対象として、週刊誌等で繰り返される名誉毀損事件、裁判所の仮処分決定を無視するホテル等、悪質な交通事故事件などを考えており、損害項目の拡充、精神的損害の増額事由のルール策定、抑止的賠償の導入について検討したい。

2 アンケートの実施

本シンポジウムに先立ち、当分科会では下記のとおりアンケートを実施したので、その概略を示したい(詳細については、資料11-1から11-4を参照されたい)。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 実施時期 | 2011年6月23日から7月15日まで |
| ② 調査対象 | 57期以前の弁護士会員(対象数18,923人) |
| ③ 調査方法 | ファクシミリ送信(大規模事務所宛には別途郵送) |
| ④ 回答数と回答率 | 776通(対象者の4.10%) |

- (1) 第1問は、会員が過去5年間で扱った損害賠償請求事件に関して、A「精神的損害」、B「身体的損害」、C「物的損害」、D「逸失利益」に項目を分けて、それぞれの認容額

についての印象を尋ねたものである。

A「精神的損害」については、「低い」が356名で「ちょうど良い」114名に対して人数比で3倍以上、かつ「かなり低い」が226名で「ちょうど良い」のほぼ2倍を占め、「低い」と「かなり低い」との回答者の合計数は582名で全回答数724名の80.4%であった（小数点2位を四捨五入する。以下同じ。）。

B「身体的損害」、C「物的損害」及びD「逸失利益」については、「低い」と答えたの方が「ちょうど良い」と答えた者より少し多かった（身体的損害の場合「低い」と答えた者が「ちょうど良い」と答えた者に対して人数比で126.1%の割合、物的損害では110.3%、逸失利益では129.2%の割合であった。）。

全般的にみると、精神的損害、身体的損害、物的損害、逸失利益の全ての項目で「かなり高い」、「高い」という回答は数%に過ぎなかった。これら4項目について認容額が低いとする回答が多いということができると考えられ、とりわけ精神的損害については、総回答者724名に対し、「低い」との回答者356名及び「かなり低い」との回答者226名の合計は582名となり、全体の80.4%に達しており、精神的損害についての認容額が低いといった認識は、会員にほぼ共通であると考えられる。

なお、アンケートでは個別の意見も求めていた。いくつか紹介すると、当然ながら「特に交通事故の人身損害について青本や赤本の上限が安易に適用されている」、「症状に対する認定が甘い」といった認容額が低いわけではないという意見もあるが、精神的損害の具体例として、「性被害」、「暴力被害」、「不貞行為の慰謝料」といった一定の種類の事件について低いという意見や、「特例的な事件での基準が一般的で個別的な損害について認容されない」、「傷害結果との因果関係立証のハードルが高い」、「先物取引や証券取引事件での過失相殺が高い」、「車の時価額評価が再調達価格より低くて車が再調達できない」、「ペットや形見の品物の場合の評価が低いことや慰謝料が認められない」といった点で問題であるという指摘がされている。逸失利益の点では、「平均賃金を得られる蓋然性をほとんど考えられなくなっている」という賃金の認定について現実の賃金ではなく安易に平均賃金を利用すべきではないという意見や賃金センサスの水準が高すぎるという意見もあるが、労働能力喪失率や喪失期間が短い、中間利息を5%として中間利息を控除することがおかしいという意見が見られる。

(2) 第2問は、認容額が低いと感ぜられる場合のその理由として考えられるものを示してもらったものである（複数回答を可とした。）。ここでも第1問と同じように、認容額が低いと感ぜられる場合の理由として考えられる問題点を感覚的に示してもらおうという意図からの問いである（したがって、差額説や相当因果関係などのそれぞれについての理論的な問題は考慮していない。）。

ここでは、複数回答を含めて全部で1,623通の回答を得たが、D「精神的損害の金銭評価が低い」という点を指摘した回答が527通（全体の32.5%）を占めた。総回答者数が776通であるから、全回答者数の67.9%が精神的損害の金銭的評価が低いと認識していることが示されている。なお、C「裁判官の認定が控えめ」という点を指摘する回答が327通（全体の20.1%）あったが、そのように回答した者の相当数は、D「精神的損害の金銭評価が低い」という点も指摘している。

なお、これ以外のA「差額説」（例えば、交通事故で後遺症が残ったとしても、給与が減少しない場合に逸失利益を算出しにくい等）（211通、総回答者対比で27.2%）、B「相当因果関係の範囲が狭い」（186通、総回答者対比で24.0%）、E「民事訴訟法248条の不活用」（151通、総回答者対比で19.5%）、F「過失相殺の認定が高い」（114通、総回答者対比で14.7%）についてもそれぞれ損害賠償の認容額が低い理由になっていると指摘されている。

個別意見では、当然であるが、認容額が低くないという意見も相当数にのぼるが、「慰謝料の算定が低い」、「裁判所の被害救済という意識が低い」「立証上の困難がある」、「過去の裁判例の考えを踏襲しようとするため」などの意見があった。

- (3) 第3問は、損害賠償において、使用者が時間外手当などの割増賃金を支払わなかった場合に裁判所が労働者の請求により未払賃金と同額の金員（付加金）の支払いを命じることができる付加金制度の導入について尋ねたものである。総回答数750通において、小問(1)では、単純にその賛否を尋ねた。A「賛成」145通（構成比19.3%）、B「反対」220通（構成比29.3%）、C「内容によっては賛成」293通（構成比39.1%）、D「わからない」92通（構成比12.3%）となっている。A「賛成」とC「内容によっては賛成」を合わせると438通（構成比58.4%）で賛成の割合が半数を超える。

C「内容によっては賛成」という回答者に対しては、小問(2)でその具体的な内容を尋ねた。ただ、小問(2)では、付加金の金額と適用場面を限定するかどうかの二点を尋ねた問いとなっているきらいがないわけではない。回答には、損害賠償事件の一般的事案について実損害額と同額までの付加金を付す制度に賛成とする者が141名、特定の事案について実損害額と同程度までの付加金を付す制度に賛成とする者が155名であり、その特定の事案については、自由記載欄に記載してもらったが、悪意（故意）と重過失のある場合という意見が多く、事件の種類としては、医療事件、交通事故、消費者被害、身体的損害、健康被害、悪徳商法、マスコミによる名誉毀損・プライバシー侵害事件、暴力団関係事件、民事介入暴力事件、セクハラ、性犯罪被害、賃金不払い事件や労災（特に職場での）事件といったものがあげられている。また、被害額が小額で違法行為の抑止として意味をなさない場合や、定期金給付性のものをあげる意見もあった。

- (4) 第4問は、賠償額を加算することに対する考え方についての意識を尋ねるものであり、A「抑止力として加算する」、B「加害者が違法行為を止めるまで加算する」、C「加害者が違法行為を継続することが経済的に釣り合わないと思う金額まで加算する」、という各考え方について賛否を問うものである。なお、抑止力の内容や加算の程度や根拠などについては、アンケートでは説明していない。

A「抑止力として加算する」については、総数690通のうち、「賛成」が263通（構成比38.1%）、「反対」が203通（構成比29.4%）であった。「事案によって反対」という回答130通（構成比18.9%）をどのようにとらえるのかは議論があると思われるが、抑止力ということを肯定しつつ事案によっては反対であると理解するとすれば「賛成」と考えられ、賛成者数が合計393通（構成比57.0%）となり、過半数を超える（「どちらともいえない」という回答者は「反対」とする。）。個別意見では、対象事件として、「家事」、「パワハラ」、「セクハラ」、「不当配転」、「故意による殺傷」

「従業員の引き抜き事件」などとするもの、「詐欺被害では抑止効果が大きい」、「差止請求に馴染むような回避可能な侵害についての損害賠償に限る」などの意見もあったが、「慰謝料の算定で対応できる」とするものや、「抑止にならないうえに活動の自由を奪う」といった反対意見や、「一般的抑止力としての加算分を被害者が収受できるとする根拠が不明である」とする理論的な疑念も出されている。

B「加害者が違法行為を止めるまで加算する」については、総数 660 通のうち、「賛成」が 294 通（構成比 44.5%）、「反対」が 139 通（構成比 21.1%）であった。「事案によって反対」の 120 通（構成比 18.2%）について、前問と同様に、違法行為を止めるまで加算することを肯定しつつ事案によっては反対と理解して「賛成」とすると、賛成者数が合計 414 通（構成比 62.7%）となり、過半数を超える。個別意見では、「間接強制の活用でよいのではないか」、「将来の不法行為に対する損害賠償は認められていないのに加算できるとは思えない」などの消極的意見が見られた。

C「加害者が違法行為を継続することが経済的に釣り合わないと思う金額まで加算する」については、総数 673 通のうち、「賛成」が 295 通（構成比 43.8%）、「反対」が 160 通（構成比 23.8%）であった。「事案によって反対」の 94 通（構成比 14.0%）について、前問と同様に、違法行為を継続することが経済的に釣り合わないと思う金額まで加算することを肯定しつつ事案によっては反対と理解して「賛成」とすると、賛成者数が合計 389 通（構成比 57.8%）となり、過半数を超える。

なお、A「抑止力として加算する」、B「加害者が違法行為を止めるまで加算する」、及び C「加害者が違法行為を継続することが経済的に釣り合わないと思う金額まで加算する」の各金額は、いずれも本来の賠償額に、A の「抑止力として」加算される金額、B「違法行為を止める」と考えられる程度まで加算される金額、C「違法行為を継続することが経済的に釣り合わない」と思う金額、を加算するというものであり、A の金額より B の金額が、さらに C の金額の方が高いという理解である。

(5) 第 5 問は、懲罰的損害賠償制度についての意識を尋ねるものである。

小問(1)では、導入についての賛否を問うたところ、総回答数 766 通中、「賛成」が 50 通（構成比 6.5%）、反対が 237 通（構成比 30.9%）であったが、「事案によって賛成」442 通（構成比 57.7%）を賛成に加えると賛成数合計が 492 通（構成比 64.2%）となり、過半数を超えることになる（次の小問(2)の設問との関係で「賛成」から「事案によって賛成」に移動した回答者もいるものと考えられる。）。

小問(2)は、小問(1)で C「事案によって賛成」としたと回答者に対し、賛成する場合について尋ねたものである。一般的な事案において懲罰的賠償が認められるという立場で、懲罰的賠償としてどの程度の金額を認めることが適切かという問題と、特定の事案においてのみ認められるという立場で、懲罰的賠償としてどの程度の金額を認めることが適切かという問題に分けている。

一般的事案について回答総数は 390 通であり、懲罰的損害賠償制度に賛成した回答総数 492 通の 78.3%（「事案によって賛成」とする回答数 442 通に対しては 88.2%）を占めている。一般的事案についての回答総数 390 通のうち、A「実損害額と同額までなら賛成」とするものは 161 通（構成比 36.4%）、B「実損害額の 2 倍までなら賛成」とするものは 113 通（構成比 29.0%）、C「実損害額の 2 倍以上でも賛成」とす

るものは116通(構成比29.7%)と、懲罰的賠償が認められる場合、実損害額と同額以上の懲罰的賠償を認める者(B, Cの合計229通(構成比58.7%))の方が多いという結果になっている。

特定の事案について懲罰的賠償を認めるとする者の総数は195名(懲罰的損害賠償について内容により認めるとする者の総数442通のうちの44.1%を占める。)で、A「実損害額と同額までなら賛成」とするものは83通(構成比42.6%)、B「実損害額の2倍までなら賛成」とするものは96通(構成比49.2%)、C「実損害額の2倍以上でも賛成」とするものは16通(構成比8.2%)と、懲罰的賠償が認められる場合、実損害額と同額以上の懲罰的賠償を認める者(B, Cの合計112通, 構成比57.4%)の方が少し多いという結果になっている。

3 損害賠償制度の拡充について

(1) 消費者契約法の2006年改正により、適格消費者団体に消費者契約法に違反する不当勧誘行為と不当条項について限定されるものの実体法の差止め請求権が認められた(同法12条1項)。この差止め請求権は、被害を受けた個々の消費者の権利とは異なる適格消費者団体に固有の集合的権利と理解されている。

日弁連は、このような考えをさらに推し進めるべく、2009年10月20日、消費者被害の集団的救済のための訴訟制度として、適格消費者団体に、集合的損害賠償請求権、不当利益剥奪請求権を与えようという考えに基づく「損害賠償等消費者団体訴訟制度」の制定に向けた意見書を提出している(日本弁護士連合会『「損害賠償等消費者団体訴訟制度」要綱案』(2009年10月))。

このような集団的権利には、違法行為や被害の発生・拡大を防止し、社会全体の公共的利益に資するという集団ないしは社会全体に係わる権利として個人を超えた社会に帰属する集団的権利というものと、クラスアクションの場合のように本来個々人に属する権利が集団的に行使されるという場合があると考えられる。

消費者被害の防止手段の一つとして、消費者被害をもたらす不法行為に対し、違法行為の差止め制度、被害についての十分な損害賠償制度とともに、加害者に対する違法収益の剥奪制度の確立が求められてきた。他方、マスコミによる名誉毀損事件においては、その慰謝料額の算定について、当該マスコミが週刊誌等の売上げで得た利益に比較して実際の裁判で認められる慰謝料が低すぎるということから、これを克服する理論が問題とされてきた。また、後で採り上げる日本教職員組合(以下「日教組」という。)対プリンスホテル事件のような場合を考えると、現在の不法行為法では、これに十分に対応できないのではないかと問題となっていると考えられる。このように、改めて不法行為制度の目的を考える必要に迫られているのである。

(2) 不法行為制度は、民法制定当時の「故意又は過失」による「権利侵害」から「違法性」、「損害の公平な分担」へ、さらに保険制度などの隣接した諸制度の設計も考慮した「損失の填補・調整」の構築へ進んできたと考えられている。

不法行為法の目的・機能として、「損害填補機能」、「抑止(予防)機能」、「制裁機能」が存在するといわれている(四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為 中巻」

青林書院（1983年）262頁以下，平井宜雄「債権各論Ⅱ 不法行為」弘文堂（1992年）4頁以下，窪田充見「不法行為法」有斐閣（2007年）18頁以下）。このうち「損害填補」が主たる目的であり、「抑止（予防）機能」や「制裁機能」は二次的ないしは副次的なものと理解されている。

不法行為制度について、「損害の公平な分担をめざす」、事故によって損害を受けた被害者を救済する、という社会的要請を果たす一つ的手段であり、私保険、社会保険、基金、社会保障制度と連携して被害者を救済する制度であるという理解の下での不法行為法を考えるとすると、損害（損失）が生じた場合にそれをどのようなシステムにおいてどのように負担させるかということを中心に考えることになる。そして、「抑止（予防）機能」の面では、不法行為制度を社会統制の一つ的手段として捉えることになるが、社会統制機能は、行政罰や刑事罰のような直接的、画一的な対応の方が望ましく、かつ保険制度の充実などにより加害者に損害賠償金を支払わせるということの意味が失われる。また、「制裁機能」についても、基本的には制裁は刑事法に、損害填補は民事責任（不法行為制度）に、という基本的な考え方からすると「制裁機能」も副次的なものにならざるを得ないと考えられている。

このような、不法行為制度が損害填補を主たる目的とするという理解に対し、不法行為制度は損害填補の観点から説明できない部分を多く含むとして、むしろ加害行為の抑止と制裁を主たる目的とする制度として理解すべきであるという主張がある（森田果＝小塚莊一郎「不法行為法の目的—『損害填補』は主要な制度目的か」NB LNo. 874（2008年）10頁）。この考えは、「損害填補」という目的については、不法行為制度が過失責任の原則を前提とすることや過失相殺の存在を前提とすると、損害賠償が認められるためには勝訴判決が必要となることから、裁判手続の利用が不可欠な不法行為制度によるより、私的保険制度や政府の社会保障制度による方が、解決の速度の点、支払いの確実性といった点ではより合理的であって、損害填補を主たる目的とすることは不法行為制度の目的と解されないとし、むしろ「最適な抑止」と「矯正的正義」を目的とする制度として理解すべきであるとするものである。そこで「最適な抑止」とされているものは、「当該行為を一切許さない」とするものではなく、当該行為を「適正な水準にコントロールすること」であり、その際に考慮されるべき要素は、（不法）行為者に生じる利益の大きさではなく（その意味では「違法収益の剥奪」ではない）、当該行為によって発生する「損害の大きさ」と、損害を発生させないために必要とされる「コストの大きさ」を考えることになる（このコストには、加害者側と被害者側の双方が負担するものが含まれ、被害者側が社会的に適切な行動を取らないことによるコストの増大分については被害者側が負担することになる。）。この立場では、損害填補の機能はこのようなコストのうちで行為者から被害者に渡された賠償金という形で副次的に果たされることになる。

この立場では、「損害を発生させないために必要とされるコスト（正確にはその中で加害者が負担すべき部分）」を加害者に負担させることによって抑止的效果を発生させる最適な手段として損害賠償の内容を考えることになる。このため、賠償額が被害者の受けた実損害の填補に限られるとする必然性は存在しないことになる。

第3 抑止的付加金制度の導入について

1 不法行為制度の目的

- (1) なぜ、不法行為によって債権が発生するのか。不法行為制度の目的が問題になるが、それを専ら報復や制裁の機能をもって説明することは困難である。実際に感情として加害者に対する不満の解消という結果が生じている場合があったとしても、不法行為制度の目的として現実的な機能は、やはり被害者の救済（損害の填補）にある。そして、このように加害者が被害者に発生した損害を填補しなければならないものとするれば、将来の不法行為を抑止する機能もあるといえよう。同制度が、被害者自身とは関わりのない事情（加害者の責任の有無）によって被害者の救済が左右されるとしている以上、被害者の救済（損害の填補）という観点からのみ同制度を理解するのでは十分とはいえないと考えられるからである（窪田充見「不法行為法」有斐閣（2007年）20頁）。
- (2) この点、不法行為の抑止については刑罰や行政罰に委ねてしまい、不法行為制度は、填補賠償に集中するという制度設計もあり得るところではある。むしろ、その方が、民法の採用する不法行為制度としては一貫性があるかもしれない。しかしながら、填補賠償を超えた一般予防につき、いつも十分な刑罰や行政罰が用意されているとは限らない。特に、新しい形態の侵害行為については、法律の制定が後追いになってしまうことが、常態といい得る。また、発生させた損害を賠償しなければならないのであれば、普段から注意深く行動したり、危険な行為を回避するという動機付けになることは見やすい道理である。たとえば、過失犯の場合などは、刑事罰よりも賠償責任の負担の方が重いところがあると言え、民事責任による抑止力の存在を否定することは困難ではないかと思われる。
- (3) そこで、やはり、不法行為に基づく損害賠償制度は、事後的に被害者を救済し、発生してしまった損害を填補して、不法行為がなければあったであろう状態を回復させるとともに、あわせて、将来の不法行為を抑止するという2面的な機能を有していると解するのが合理的な説明になっていると考える。
- (4) 学説には、「不法行為制度の目的の一つとして、将来の違法行為の抑止を掲げる見解は、増加しつつある。」と述べるものがある（潮見佳男「不法行為法第2版」信山社（2009年）14頁）。確かに、「不法行為法は、被害者救済と不法行為の抑止という2面で機能しており、解釈においても、この2つの側面を考慮すべき場面が少なくない」と明言する見解がある（内田貴「民法Ⅱ」東京大学出版会（1997年）303頁）。
- (5) また、次のような指摘もある。「刑事責任と民事責任の分化・峻別という建前に対しては、近時においては、社会統制の手段という観点から、刑罰と損害賠償のそれぞれの守備範囲を再び検討しなおし、刑事責任と民事責任とを有機的に再統合することもあってよいのではないか、という考え方も提起されるにいたっている。このことは、不法行為制度の目的を損害填補と見ることに徹すべきか、これを主目的とはしつつも、加害者に対する制裁という要素（したがって、一般的損害抑止機能も、当然これに伴う）をも目的に含めて考えるべきか、という問題である。」「こ

の制裁的機能を含ませるか否かについての見解の分かれは、具体的には、主として、いわゆる慰謝料の理解の仕方について現われる。」という（幾代通「不法行為法」『現代法学全集』筑摩書房（1977年）3～4頁）。

2 アンケート調査による精神的損害の印象

- (1) このように、いわゆる慰謝料の理解の仕方に、不法行為制度が填補賠償を超えた機能をもつべきかどうかという見解の分かれ目が出てくるのだとすれば、実際に慰謝料という損害項目で認められている金額について、どのような印象がもたれているのか、注目される。
- (2) そこで、そのような観点から、上述したアンケート調査の結果を見てみたい。詳細は上述のとおりであるが、2011年6月23日から同年7月15日までに、57期以上の弁護士会員（18,923人）を対象に行われ、うち776の回答を得たものである。
- (3) 「あなたが、過去5年間に扱った損害賠償請求事件（不法行為や契約責任上の事件等）での認容額について、どのように思いますか。該当するところに1つだけ○を付け、可能であれば具体的内容を記載してください」というものであり、精神的損害、身体的損害、物的損害、逸失利益について、その認容額に対する意見を調査した。
- (4) その結果は、次のとおりである。

精神的損害については、かなり高い=5、高い=23、ちょうど良い=114、低い=356、かなり低い=226であり、「低い」が最も多く、その次に多いのが、「かなり低い」というものであった。すなわち、精神的損害に対する賠償金額は、「低い」か「かなり低い」という意見が約80%を占めている。
- (5) これには、他の身体的損害、物的損害、逸失利益に対する回答とは、明確に異なる傾向が見られる。というのは、精神的損害以外について、「低い」が一番多いのであるが、その次に多いのが、いずれも「ちょうど良い」という回答であるからである。身体的損害については約80%が、物的損害についても、約80%が、逸失利益については約75%が、「低い」か「ちょうど良い」と回答しているのである。
- (6) したがって、アンケート調査結果によれば、損害賠償請求事件における精神的損害の認容額は、身体的損害や物的損害、逸失利益に比較して、明らかに低めの印象で受け取られているのである。
- (7) そうだとすると、不法行為制度をして、填補賠償を旨とする考え方に立ったとしても、実際には精神的損害も含め必ずしも損害は填補されたとは考えられておらず、他方、填補賠償にプラスして抑止的効果を含める考え方に立てば、なおさら違法行為の抑止力は働いていないのではないかと指摘することができる。

3 填補賠償という最低ライン

- (1) 不法行為により損害が発生したとき、加害者と被害者との損害の公平な分担を目指す場合、そもそも填補賠償という仕組みは公正なものといえるのか。
- (2) ロバート・ノージック（1938-2002）は、完全賠償（complete compensation）では、被害者に不利であるがゆえに、不公正である、と述べる（Robert

Nozick, "Anarchy, State, and Utopia" Basic Books, New York, 1974) (亀本洋「法哲学」成文堂(2011年)176~177頁, 341~342頁「交換利益の分割の不正さ」)。言うところの完全賠償とは、被害者を、もし権利侵害がなかったとしたら、その人があったであろう状態にするのに十分なだけの賠償をさしているのので、ノージックは、発生した損害を填補するだけでは被害者に不利であると述べているのである。

- (3) ノージックは、米国の政治哲学者であり、いわゆるリバタリアン(自由尊重主義者)の代表格である。国家は、誰の自然権も侵すことなく道徳的に正しい仕方でも成立しうるか、という国家論を論じる過程で、すべての権利侵害行為、ないしそのおそれのある行為を、被害者への賠償を条件として許容することが、なぜ、許されないのか、を論じている。
- (4) なぜ、完全賠償は不公正なのか、というと、完全賠償が、権利侵害がなかったとしたら、その人があったであろう状態にするのに十分なだけの賠償であるとする、被害者がそのような行為を自分に対してする権利を事前に加害者に売ったとしたら、被害者の達したであろう状態に被害者をするのに十分なだけの賠償額に比べると一般に低く、完全賠償額は、後者の取引において成立しうる最低金額にとどまるものであるからという(亀本・前掲177頁)。
- (5) 例を挙げる。たとえば、交通事故で自分の車を破壊された人が、その加害者に自分の車を同じように壊す権利を事前に売っていたとしたら、その人は、完全賠償額、すなわち、被害者の状態を事故前の状態へ回復させるために加害者が支払わなければならない賠償額以上の値段で、そうした権利を売りたいと思うであろう。被害者が、最低金額に甘んじなければならない道徳的な根拠はないとノージックは主張する(亀本・前掲177頁)。その限りで賠償を条件に権利保持者の同意なしにすべての権利侵害を許容するシステムはカントの定言命法に違反するという意味で他人を手段として利用することを許すシステムということになる、とされる(亀本・前掲177頁)。
- (6) ここで、すべての権利の侵害行為を、被害者への賠償を条件に、消極的にはあっても、結果として容認してしまう制度として、民法の不法行為法が掲げられている(亀本・前掲176頁注46参照)。確かに、不法行為制度は、填補賠償を覚悟した者に対しては、権利侵害行為を(消極的にはあるが、結果として)容認してしまうことになると思われる。
- (7) ところで、権利侵害行為が、必ず、後で賠償されるものとわかっていても、それが恐怖や不安を生じさせてしまうことはないであろうか。ノージックの比喻を引用する。「来月私は君の腕を折るかも知れない。それをする場合は、私は君に2,000ドルあげよう。しかし、もし私が君の腕を折らないと決めれば、君には何もあげない。」この場合、2,000ドルとは、完全賠償に十分な額と理解すべきであろう。
- (8) この比喻は、そのような発言をする人物のことを問題にしているのではない。完全賠償の支払いを条件に権利侵害を容認してしまう制度(システム・仕組み)自体が、いつ自分の大事な権利が侵害されるかわからないという恐怖を不特定多数の人々に与えてしまうのではないかという点が問題とされるのである。

(9) ここでは、次の点を指摘したい。我が国の不法行為制度が、填補賠償を覚悟した者に対して権利侵害の自由という悪しき選択肢を（消極的にはあるが）容認してしまっているのではないか、ということである。填補賠償に徹した不法行為制度であるならば、被害者が、なぜ、填補賠償という最低ラインの賠償金額に甘んじなければならないのか、その合理的な理由を語られなければならないはずである。もし、そこから先は刑事法の領域であると言うのであれば、まだ刑罰法規のない隙間の領域で権利侵害の自由を享受する経済力を蓄えた組織が増長することには目を瞑るしかない。たとえば、①他人の土地を無断で駐車場として利用して使用利益を得る場合、②他人の知的財産を利用して利益を得る場合（海賊版など）、③他人の名誉やプライバシーを侵害して利益を得る場合など、不法行為によって得られる利益の方が賠償責任額より大きければ、不法行為をするというのは経済的に合理的な選択となるのである（窪田・前掲 21 頁、同書は、このようなフリーライド型不法行為について「不法行為法が何の対応もできないというのは、奇妙な印象を与える。」と述べる。）。

4 日教組とプリンスホテルの事件

- (1) 実際のケースを見てみたい。日教組とプリンスホテルとの事件である。これは、日教組の集会に使用される予定であった宴会場の使用等を、裁判所の仮処分命令に反してまで拒否したことにつき、プリンスホテルの損害賠償責任が認められたものである（2010 年 11 月 25 日東京高裁判決、「判例タイムズ」No. 1341（2011 年）146 頁）。
- (2) 事案の概要は、日教組においてプリンスホテルとの間で、「日教組第 57 次教育研究全国集会」開催のために会場予約及び宿泊予約等をしていたにもかかわらず、プリンスホテル及びその代表取締役らからこれらの契約を解約したとの理由で法的根拠もなくその使用を一方的に拒否されたので、教育研究全国集会全体集会等の中止を余儀なくされ損害を被ったなどと主張して、損害賠償を請求するとともに、更に日教組がプリンスホテルに対し、同代表取締役らによる名誉及び信用の毀損行為により損害を被ったなどと主張して、謝罪広告の掲載を求めたというものである。
- (3) 同判決は、日教組に生じた財産的損害として 1,392 万 5,190 円を認定している。日教組が支出した出費は、いずれも前夜祭及び全体集会が実施されないこととなったにもかかわらず支出せざるを得なかったものであり、日教組に生じた財産的損害であると評価することができる、という。また、日教組の単位組合らに生じた財産的損害として 1,456 万 4,825 円を認定しているので、両者を合計すると、結局、財産的損害として 2,849 万 0015 円を認定したことになる。
- (4) 他方、同判決は、日教組に生じた非財産的損害として財産的損害の 3 倍に相当する 8,547 万円（1 万円未満切り捨て）を認めている。

$$28,490,015 \times 3 = 85,470,045 \text{ (円)}$$

多少、長くなるが、非財産的損害を認めた理由部分を引用する。

- (5) 「被控訴人日教組に生じた財産的損害は、前記 7 認定のとおり 1392 万 5190 円

であり、また、被控訴人単位組合らに生じた財産的損害は、前記 8 認定のとおり 1456 万 4825 円であり、この両者とも、前記 3 及び 8 認定のとおり、実質的に被控訴人日教組が本件使用拒否により被った財産的損害である。この財産的損害を超えて、被控訴人日教組に非財産的損害が生じたかどうかについて検討するに、前記 1 認定のとおり、被控訴人日教組は、本件仮処分命令を申請し、これを認める決定を得た後、保全異議、保全抗告に対処し、これを維持する東京高等裁判所の判断を得たものであり、これによって本件仮処分命令が確定したものであるにもかかわらず、その判断の内容に従った履行を得ることができず、本件教研集会の前夜祭及び全体集会を開催することができないこととなったものである。そして、弁論の全趣旨によれば、被控訴人日教組は、確定した仮処分命令の履行が得られないことに対処し、本件教研集会を実施、運営していくために、上記の財産的損害に加えて、数額算定が困難である多大な労力と出捐を強いられ、また、前夜祭及び全体集会が開催できないこととなったことによる混乱と困惑を收拾するために、数額算定が困難である無形の損害を被ったものと認めることができ、さらに前記 5 認定のとおり名誉及び信用の毀損による無形の損害も被ったものである。これらの非財産的損害のすべてを金銭で評価するとすれば、上記財産的損害の合計額である 2849 万 0015 円の 3 倍に相当する 8547 万円（1 万円未満切り捨て）であると認めるのが相当である。」

- (6) すなわち、同判決は、財産的損害を超えて非財産的損害が生じたかどうかを検討し、財産的損害に加えて、さらに多大な労力と出捐を強いられ混乱と困惑を收拾するため無形の損害を被ったと認めている。この損害を金銭で評価するとすれば、財産的損害の 3 倍であると認定したのである。
- (7) 一見、いわゆる 3 倍賠償を認めたようにも見えるが、この判決は懲罰的賠償とは異なる。あくまで発生した損害の賠償という枠内に収まっている。損害には財産的損害と非財産的損害があり、非財産的損害として無形の損害を被った事実を認定したうえ、その金銭的評価の手法として財産的損害の 3 倍とするとしたものであるからである。
- (8) 司法裁判所の判決である以上、あくまで損害の賠償という枠組みを超えることはできない。むしろ、この判決で注目しておくべき点は、裁判所が従来 of 判断枠組みを維持しながらも、実質的には何を意図しようとしたのかであり、できれば予め目指すべきその先に視野を広げておくことである。
- (9) 実際に、この判決についての印象としては、①実質的に裁判所侮辱的なニュアンスがあるというもの、②施設使用許諾の仮処分に違反している点が重視されたというもの、③同様の仮処分違反行為などが繰り返されるおそれを防止しようとしたというもの、などがあつた。
- (10) プリンズホテルは、日教組の集会の際に多数の右翼団体が抗議活動を行うことを理由として利用契約の解約等を主張し、施設の利用を一貫して拒否していることから、契約破棄による何らかの賠償責任が発生すること自体は覚悟していたものと思われる。たとえ、損害賠償をしなければならなくなったとしても、施設利用を拒否することによって避けられる不利益がそれを上回っているのであれ

ば、株式会社としては頗る合理的な選択というべきである。実際、プリンスホテルは、ほかの利用客、周辺住民、周辺施設とその利用者に対する損害賠償責任の発生を根拠として施設利用拒否の正当化を試みており、また、仮処分の保証金2200万円では損失を補うことはできない旨述べている。

(11) 仮に、それが、損害填補をコストに織り込んだ上での合理的な選択であったすれば、将来同様の事態が生じたときは他の株式会社であっても同様の選択をする可能性が高い。取締役の善管注意義務が経営判断の原則に則って判断されるとすれば、なおさらである。

(12) 果たして、プリンスホテル側は、施設の利用を拒否するかどうかの判断過程において、将来、日教組側から本案訴訟が提起された場合、8547万円もの無形的損害の賠償責任が認められる結果になることを予想したであろうか。

5 予測可能性の確保

(1) 将来、紛争が発生し、財産的損害のみでなく、非財産的損害として高額な損害賠償責任が肯定されるおそれがあるということが、行為の当時に予測可能であれば経営判断の原則に則って他の選択肢をとる余地も出てくるであろう。

(2) 仮に、①故意か、それ以上の悪質性が認められる場合、②侵害された利益が直接人権として保障されているものである場合、あるいは、③仮処分等の裁判所の判断に敢えて反する行為をした場合など、その要件を明記したうえ、将来、同様の行為が繰り返されないように、付加金を課することができる旨の定めがあったとすれば、それが経営判断に影響を与えるのは必至といえる。株主に対する説明として、付加金を課せられるおそれを回避したという内容は、経済合理性に合致しているからである。

(3) 今後、非財産的損害として財産的損害の3倍が認められた判決があるという状態と、抑止目的の付加金を課す制度を導入して、その要件が明記されたという状態とで、どちらが予測可能性に資するかは、言うまでもないであろう。

(4) 現実には将来予測の困難な経営判断に悩む企業ばかりではない。他者の法益侵害に対する賠償責任をコストに織り込んで権利侵害行為を繰り返しているのではないかと思われる企業もあるとされている。ひとりのプライバシーが侵害されたとしても、それを楽しく思う者が多数いれば、それは功利主義のいうところの最大多数の最大幸福に合致するという言い分も成り立ち得るのである。

(5) 不法行為制度が、違法行為の抑止機能という目的をも持っているのであれば、抑止目的の付加金制度を導入しても制度目的と矛盾があるとはいえないであろう。また、加害者に対する懲罰(punishment)と不法行為の再発防止(deterrence)とは一応区別することができる。賠償額が、不法行為がなければあったであろう状態を回復させる金額で足りるとするのであればなおさら、そうでないとしても、私人に悪性の強い不法行為につき提訴する動機づけを与えることは、不法行為の発生を抑止することにつながる。

(6) 今後、上述のプリンスホテル事件を先例とし、高額な非財産的損害が認められるのであれば、それが、どのようなケースで認められるのか、その予測可能性を

持たせる必要性があり、かつ、そのような予測が成り立つことが、すなわち、経済的合理性の観点から権利侵害行為を選択する余地を狭める根拠を提供することになり、ひいては違法行為の抑止につながる。

(7) 権利侵害行為の抑止を目的とした付加金を課す制度の導入を提言する。

第4 財産開示制度の現状と改正の方向性

1 はじめに

現代の法治国家においては、自力救済が禁止され、国家権力によって強制的に私人の権利の実現を図る強制執行制度が採用されている。債務名義を取得している債権者が、その債務名義に基づく権利の実現が図られないのであれば、法治国家はその前提を欠き、法治国家は成り立ち得ない。取得できた判決が実現できずに紙切れに終われば、国民の司法に対する不信を招くことになる。

2001年の司法制度改革の議論においては、国民に利用しやすい民事司法を目指し、民事司法の機能を高めるという観点から民事執行制度の強化が論じられた。そして、権利実現の実効性を確保するという見地から、債務者の財産を把握するための方策を導入すべきことが審議会意見書にうたわれ（「司法制度改革審議会意見書」Ⅱ第1第6項「民事執行制度の強化－権利実現の実効性確保－」）、2003年の民事執行法改正により、財産開示制度が導入された（民事執行法196条以下。改正の経緯につき道垣内弘人ほか著「新しい担保・執行制度」有斐閣（2003年）138頁）。

しかしながら、2004年4月1日の施行から10年近く経過した現在まで、後述するとおり財産開示制度の利用は極めて少ない現状にある。

他方、諸外国においても同様の問題意識のもとで、同様の財産開示のための制度が存在するが、そこでは我が国とは異なり、大きな成果を上げている。

本分科会においては、諸外国の財産開示類似の制度の調査結果等を踏まえ、我が国財産開示制度の問題点と改正の方向性を模索することとしたい。

2 ドイツにおける財産開示制度¹

(1) 現在のドイツの財産開示制度

ドイツには、古くから債務者の財産を開示させる手段として、宣誓に代わる保証の制度が存在する。これは、強制執行手続の一環として、金銭執行又は動産引渡しの強制執行が奏功しなかった場合には、債務者が、裁判所において、財産目録の提出等により自己の財産の明細を開示し、その正確性と完全性を、宣誓に代えて調書上に保証する制度である。

差押えの不奏功、差押えの不奏功の見込みの疎明、搜索の拒絶、債務者の反復的な不在の場合が要件となる。

¹ 以下は、名城大学柳沢雄二助教の報告に基づく。より詳しくは、鈴木尚久「執行事件への取組み－ドイツにおける財産開示制度」判例タイムズNo.1057（2001年）4頁を参照。

保証の対象は、債務者の所有するすべての財産（債権については原因及び証拠）、保証前2年以内の近親者に対する有償譲渡、保証前4年以内の無償給付（安価・慣習的・臨時のものを除く。）である。

2009年の宣誓に代わる保証の申立件数は、278万8192件である。

(2) 宣誓に代わる保証の手続

1997年の改正により執行機関は執行官とされた。債権者が、宣誓に代わる保証の期日指定を求める申立てをすると執行官が期日指定を行い、債務者本人に対し呼出状を送達する²。ただし、即時の宣誓に代わる保証が可能な場合、債務者が6か月以内に弁済予定を疎明すれば期日の延期が可能である。

債務者は財産目録の提出が求められ、調書において陳述の正確性及び完全性を宣誓に代わって保証する。

執行官は財産目録を執行裁判所に預け、その写しを債権者に送付する。故意又は過失による誤った宣誓に代わる保証には刑事罰の制裁がある。申立債権者以外の債権者でも、財産目録の閲覧は可能と解されている（通説）。一度開示がなされると原則として3年間は再度の開示義務はない。ただし、新たな財産の取得又は雇用関係の終了の場合には再度の開示義務が認められる。

(3) 強制拘留

債務者が期日に不出頭又は正当な理由がなく保証を拒絶した場合には、拘留される。債権者の申立てにより、裁判所が拘留状を発令し、執行官により拘留が執行される。この拘留状は発令から3年間は有効である。

拘留期間は6か月以内とされ、期間経過後は職権で解放される。

被拘留債務者は、宣誓に代わる保証をすれば解放される。債権者の申立てにより債務者が拘留から解放された場合には、原則として同一債権者による拘留の更新はできない。

拘留については、原則として3年間は再度の拘留はできない。例外として、他の債権者が債務者の新たな財産の取得又は雇用関係の終了を疎明した場合には再度の拘留が認められる。連邦議会議員等、病者、公務員等は拘留の例外である。

(4) 債務者表

宣誓に代わる保証を行った者又は拘留を命じられた者は、債務者表に登録され、執行裁判所に目録が保管される。

債務者表に登録された個人情報の利用目的は、強制執行、経済的信用調査義務の履行、公的給付の要件の調査、経済的損失の回避、刑事訴追のために限られる。取得者は、送付された目的のためにのみ利用することが可能である。

宣誓に代わる保証、拘留命令、6か月の拘留執行の終了した年の末日から3年が経過した場合、あるいは、申立債権者の満足、登録原因が消滅した場合には、債務者表の登録が抹消される。

(5) 2009年改正

さらなる制度改正として2009年「強制執行における事案解明の改革のための法

² 呼出状の内容は、鈴木尚久・前掲判例タイムズNo.1057(2001年)22頁に掲載されている。

律」が公布され、一部を除き 2013 年 1 月 1 日から施行される。この改正の内容は以下のとおりである。

動産差押えの不奏功又は不奏功の見込みの疎明の要件を不要とした。

債権者は、執行の申立てにおいて、執行官の権限として、債務者の財産に関する第三者の情報を請求することを含めることができる。ただし、他者情報の請求は、執行の必要性がありかつ執行請求権が 500 ユーロ以上である場合にのみ許容される。他者情報の相手方としては、①法律上の年金保険担当機関（給料債権の差押えのための使用者の確認）、②連邦中央税務庁（預金債権の差押えのための口座基本情報の調査）、③連邦自動車局（登録自動車の差押えのための自動車・保有者の情報の確認）。執行官によって電子的記録として作成された財産目録は、ラントレベルで、中央執行裁判所によって、電子的形式で管理される。中央執行裁判所で管理されている財産目録を執行のために呼び出すことができるのは、執行官又は一定の国家機関に限られ、債権者は、自ら呼び出すことができず、執行官から財産目録の写しの送付を受ける。財産目録は 2 年間呼び出すことができる。

さらに債務者表の再編成がなされ、債務者表への登録命令は、執行官、執行庁又は倒産裁判所が行う。債務者表への登録原因は、財産情報の提供義務の不履行、執行の不奏功の明白性、情報提供後 1 か月以内の債権者の完全な満足の不証明である。原則として登録命令の日から 3 年を経過した場合には、債務者表への登録は職権で抹消される。債務者表は、ラントごとに中央執行裁判所によって保管され、ここの債務者表の閲覧は、所定の目的のために債務者表の記載事項を必要とする旨を主張するすべての者に許容される。債務者表へのアクセスは、将来的にはインターネット上の共通のポータルサイトを通じて行われる。

そのほか、債務者の居所を調査するための執行官の権限が認められ、拘留状の有効期限が 2 年に短縮されている。

3 韓国における財産

(1) 財産開示制度の概要（李厚東「韓国法令上における財産開示制度の概観」日本弁護士連合会「自由と正義」vol. 61(2010 年 7 月号)69 頁）

韓国では、1990 年、強制執行の機能をより実効性を強化するためにドイツの立法をモデルにして財産明示宣誓及び債務不履行者名簿登載制度を導入する民事執行法改正がなされた。その後、2002 年改正において、財産明示宣誓及び債務不履行者名簿登載制度の申立てができる執行権原の範囲が拡大されるとともに、制裁としての監置制度と、財産照会制度が新設された。この改正により 2003 年以降、財産明示手続・財産照会手続の運用が非常に活発となり、2010 年の財産開示制度の申請件数は、財産明示が 12 万 7477 件、財産照会が 2 万 5673 件、債務不履行者名簿登載手続が 6 万 8263 件となっている。

そのため 2009 年には財産分与、扶養料及び養育費請求という家事事件についても財産明示宣誓・財産照会制度が導入され適用範囲が拡大されている。

このように財産明示宣誓、財産照会手続及び債務不履行者名簿登載制度という 3 点セットによって大きく韓国の財産開示制度が構成されている。

(2) 財産明示宣誓手続について

債権者が法院に財産明示を申し立てると、法院は、書面審理を経て債務者に財産目録の提出を命ずる。法院が明示期日を定めて告知すれば、債務者が期日に出席して財産目録を提出し、その内容が事実と相違ないこと、虚偽や隠匿しているときは処罰を受けることを宣誓する。明示期日に出席した債務者が、3か月以内に弁済できることを疎明したときは、3か月の範囲でその期日を延期することが可能であり、債務者が、新时期に債務額の3分の2以上を弁済したことを証明したときは、改めて1か月の範囲内で期日を延期することができる。

債務者が提出した財産目録は、強制執行を開始することができる債権者であれば誰でも閲覧・謄写を申請することができる。

韓国では、ドイツと異なり金銭債権の強制執行の場合にのみ財産明示宣誓手続が認められている。またドイツと違い、「債務者の財産を簡単に探し出すことができない場合」が要件とされている。なおドイツの場合には動産の執行が不能な場合が疎明できれば要件を満たすとされているが、韓国の場合動産執行がそこまで機能していないため、動産執行の不奏功は要件になっていない。

韓国では、ドイツと異なり、財産明示宣誓手続は地方裁判所の判事の管轄である。

財産明示の対象範囲もドイツの場合より狭い。すなわち1年から2年の間に財産を有償又は無償で処分した場合に、開示することが要求される。

財産明示宣誓手続の義務違反者に対する制裁として、財産明示命令の送達を受けた債務者が、正当な事由なく、①財産明示期日に出頭せず、②財産目録の提出を拒否し、③宣誓を拒否する場合には、法院は、債務者を20日以内の監置に処する

ソウル中央地方法院での裁判官からの聴き取りによると、現在の監置の運用は以下のとおりである。監置は刑事手続と異なり迅速に手続が進められる（通常20日以内）。監置の理由としては、財産明示期日に出頭しない場合がほとんどである。その場合一律に20日間の監置決定が出される。満70歳以上の高齢者、期日に出席できないような障害を持った人、病気の人などの場合には裁判官の裁量によって監置決定を出さないこともある。債務額が100万ウォン以下という少額な場合に監置決定を出さない例もあった。監置されると、警察の拘置所に入れられ囚人服を着せられ刑事被告人と同様の扱いを受ける。監置決定を受けた債務者の所在が掴め監置決定が執行できない場合もある。現状においては、監置制度が債務者に対する心理的圧力となって、任意の弁済に至るケースは少なくなく、監置制度が財産明示手続の実効性の維持に大きく貢献していることは明らかなようである。

なお、虚偽の財産目録を提出した場合には、反社会性が大きいことから3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

(3) 債務不履行者名簿登載制度について

債務不履行者名簿登載制度の登載対象は、財産明示期日に不出席の場合、財産目録を提出しなかった場合、宣誓しなかった場合、虚偽の財産目録提出者である。

ドイツ法と異なり執行権限（債務名義）作成6か月以内の債務不履行者も含まれる。この手続を行うために、2005年「司法補佐官」という制度が導入されている。

債務不履行者名簿の原本は法院に備え置かれ、抄本については韓国の市区町村に

あたる市郡の庁、及び全国銀行連合会の長に通知される³。ただし名簿を印刷物として交付することは禁止されている。

債務不履行者名簿は、誰でも閲覧・謄写することができる。

また名簿の抹消は、10年である。

(4) 財産照会制度について

財産照会制度は、財産明示手続で明示申立を行った債権者の申立てにより、個人の財産・信用に関するネットワークを管理する公共機関・金融機関・団体などに債務者名義の財産を探すために照会をかけ、その結果を債務者提出の財産目録に準じて管理する制度である。

この制度は現在はドイツには存在しない。これは財産明示制度の補足的な制度として位置づけられる。

管轄は司法補佐官である。財産明示命令を受けた債務者が逃走などの場合にこの手続を受けることになる。また選択的要件として、提出された財産目録では債権を満足するに不足であった、あるいは財産明示期日に不出席、提出拒否、宣誓拒否、虚偽財産の目録を提出した場合にも申立てが認められる。

土地建物については法院の行政署が扱っているのでそこに申し立てて照会する。また違う建物については建築交通府に照会を出すこともできる。車については登録官庁に照会を出す。金融資産の照会については、通常、個別に照会していかなければいけない。租税滞納者には金融機関の包括照会ができることから、金融機関の包括照会ができないという点が、租税滞納者と比較して問題とされている。

照会を拒否した場合には500万ウォン以下の過料が課せられる。

なお、財産照会については、照会結果を強制執行外の目的に使用してはならないと規定されている。この点で債務不履行者名簿登載制度とは異なる規定になっている。これは財産照会制度が後に立法されたため個人情報保護の観点からこのような規定が置かれたと考えられている。

(5) まとめ

以上のような制度については、韓国でも債務者に対して過度の制裁であるという側面があることは指摘されているが、他方で、債務者のモラルハザードのために、高額税金の滞納者の出国禁止のような制裁も必要であるという主張もある。

結論としては韓国では債務者に対する強制執行としては強い法制度を置いているということができるが、一般にそのことが容認されている。

なお、韓国における法律事務所、法院における調査から、韓国における財産開示制度は以下のように評価できる。

韓国においては、預金債権の差押え・仮差押えにあたり支店名を特定することは必要なく、銀行名だけでよい。金融機関の数は比較的少ないため、保全段階、債務者名義取得後の強制執行段階で、預金については確保されている。さらに民間の調査機関による調査も行っているのが通常であり、そのため財産明示手続まで行く場合、

³ 銀行連合会では電算化され電算網に載ることになるので、クレジットカードを作成したり、借入れをしたり、携帯電話を開通することができないなどの不利益を受けることになる。

執行可能な財産は残っていないと考えられている。したがって、少なくとも弁護士においては財産明示手続で執行可能な財産が見つかることはほとんど期待していない。これ以上財産がないことを確認する制度との割り切った考えもある。

そのような現状ではあるが、3つの制度を比較した場合、債務不履行者名簿登載制度が効果的であると考えられる。これは名簿登載による経済的な不利益の程度は大きく、このことが心理的圧力となって、和解や任意弁済に至ることがあり得るためである。

4 フランスにおける債務者に関する情報の収集手続（山本和彦「フランス新民事執行手続法について—日本法との比較を中心として—（上）」ジュリスト No. 1040(1994年)71頁）

債務名義を得た債権者が強制執行をしようとする際に、債務者の所在が不明であったり、勤務先や預金口座のある金融機関が明らかにならない場合、フランスでは、債権者から執行を全面的に委託された執行士が情報収集に当たることになるが、行政庁や金融機関は守秘義務を理由に十分な回答をせず、結果として執行が不奏効に終わることも多い。そのためフランス民事執行手続法では、執行名義の強化策の一環として、執行に必要な限りで検察官が債務者に係る情報を探索すべく努める義務を定めている。

検察官に対する探索の申立権者は、執行名義を有する執行士に限られ、しかもその者が事前に情報収集のための努力を十分に払っている必要がある。探索の相手方となるのは、国や地方公共団体の行政機関、公企業、金融機関等であり、それらの者が検察官から情報の提供を求められたときは、守秘義務を理由にそれを拒絶することは許されない。

実際上は、フランス銀行が保有している各金融機関の預金口座に関する総合的なデータベースへのアクセスが主要な探索手段と目されている。

検察官の探索しうる情報は、債務者の現住所、その使用者及び債務者の名前で口座の開かれている金融機関に限定され、その他の情報の取得の試みはすべて禁止されている。また取得した情報は、探索申立の根拠となった執行名義の執行に必要な限りでのみ利用が許され、それを第三者に漏洩したり、データベース化したりすることが厳に禁じられている。

5 アメリカの財産開示の手続（花村良一「米国民事事件における裁判所侮辱の実情（4）」NBL No. 714(2001年)65頁）

(1) 金銭給付を命ずる判決等の履行確保のための財産開示の手続

アメリカにおいては、損害賠償（damage）のような金銭給付を命ずる判決については、直接強制的な執行方法により、その満足を図ることができる。

強制執行（execution）が功を奏しない場合に、勝訴原告の権利実現を可能ならしめるために、補充手続（supplementary proceedings）という執行手続が発達しているが、金銭給付を命ずる判決との関係では、被告の財産の所在等を把握するために、補充手続、又はその一部である判決後ディスカバリー（post judgment discovery）

の手続を利用することができる⁴。

(2) 補充手続の概要

被告の財産の所在が判明しない場合に、判決後の原告による権利満足を可能とするために設けられたのが、この補充手続であるといわれている。連邦裁判所の判決については連邦民訴規則が、州裁判所の判決については各州法が規定している。

判決後ディスカバリーは、補充手続の中で比較的利用される手法である。連邦裁判所の判決に基づく判決後ディスカバリーについては、連邦民訴規則 69 条(a)(2)に規定されており、勝訴原告又はその承継人が、連邦民訴規則により利用可能なトライアル前のディスカバリーと同一の手法のほか、判決をした連邦裁判所が所在する州の州法において利用可能な手法をも、選択的に利用することができるものとされている。

この補充手続による判決後ディスカバリーは、独立の訴訟を提起することなく、トライアル前のディスカバリーと同様に行うことができる。

また、ローカル規則や各州法により、補充手続において、敗訴被告又は第三者を公開の法廷で尋問することが認められる場合がある。この場合には、勝訴原告の補充手続を求める申立てにより、被告を法廷に呼び出して、宣誓のうえで、被告の有する不動産・資産等に関する情報を陳述させることになる。

(3) 補充手続において開示される情報の種類・範囲

補充手続においては、被告の有する財産についてのすべての情報を対等とすることができる。判決で命じられた額にかかわらず、すべての財産が開示の対象となる。濫用的なディスカバリーから被告を保護するために、裁判所は、その裁量でディスカバリーに制限を加えたり、勝訴原告にディスカバリーの必要性・関連性の証明を求めることができる。

ヒアリングにおける尋問は、裁判官が行うが、審判官や治安判事 (magistrate judge) に事件付託がされることがある。ヒアリングにおいては、宣誓のうえでの被告に対する口頭尋問のほか、被告の財務記録を提出させること、当事者又は第三者証人の尋問等をすべて行うことができ、当事者は、相手方当事者の供述を弾劾するために必要となる証拠を提出することも認められる。

調査の対象となる事項としては、被告の住所、最近の就業状況、事業活動の状況 (パートナー関係、株式の保有関係、共同経営者関係を含む。)、相続関係、過去における財産処分状況、債務者が第三者に対して有している債権その他の財産権等に及びうる。

また、被告の有する銀行口座を把握するために、銀行に対する文書提出命令の方法も認められる。これにより被告の有する銀行口座の所在、おおまかな残高、判決執行逃れのための不適切な口座間での資金の移動等の状況を把握することができる。

純然たる第三者の私的活動に対する調査も、可能である。

⁴ この手続の過程で被告が裁判所の命令に従わない場合には、裁判所侮辱 (強制的制裁としての民事侮辱) による履行強制が図られることがある。

ディスカバリーに対する拒絶事由（秘匿特権）、例えば弁護士・依頼者間の秘匿特権や婚姻関係に基づく秘匿特権の主張は、判決後ディスカバリーでは制限されると解されている。また、自己負罪拒否特権（合衆国憲法修正5条）に基づく秘匿特権は、陳述することが刑事訴追を受けることにつながりうると認められる合理的な根拠があれば、主張が認められる。自動車登録証、納税申告書、不動産登録証等の公的に記録されている書面の写しの提出については、認められない。貸借対照表等についてはその開示が刑事訴追につながる場合には、認められる。

(4) 補充手続の機能

補充手続は、詐欺的に隠匿された財産の開示や、支払能力があるにもかかわらず判決に従わない不誠実な債務者に対する履行の強制の手法として、強力な武器を与えるものといわれている。補充手続等の利用状況は、連邦・州、地域の違いなどにより、異なっている。企業事件等では、多くの場合には、本案提起前に、仮差押えがなされるのが普通であり、勝訴判決後に、補充手続を活用するのでは遅すぎるとの認識も指摘される。

6 我が国財産開示手続の概要と問題点

(1) 財産開示制度の概要（前掲道垣内ほか・143頁以下、中野貞一郎「民事執行法（増補新訂六版）」青林書院（2010年）831頁）

財産開示は、債務者の普通裁判籍所在地を管轄する地方裁判所に申立てがなされる（民執196条）。債権者の申立てにより、執行裁判所が財産開示手続を実施する旨の決定をすることにより手続が開始される（民執197条IⅡ）。実施決定の確定後、執行裁判所は、財産開示期日を指定し（民執198条I）、申立債権者及び債務者を呼び出す（同条II）。

財産開示期日には、開示義務者が出頭し、宣誓し、債務者財産について陳述する。開示期日の呼出しを受けた開示義務者は、事前に財産目録を提出しなければならない（民執規則183条III）。提出された財産目録は閲覧等の対象となり（民執17条）、民事執行法201条所定の者に限り閲覧等が許されると解されている（中野・前掲841頁）。

財産開示期日では、証人尋問の規定に倣って、過料の制裁を告知したうえで開示義務者に宣誓させる（民執199条VII、民訴201条IⅡ）。その後、執行裁判所が質問を発することができるし（民執199条III）、申立人も裁判所の許可を得て、質問をすることができる（民執199条IV）。申立人が期日に出頭しなくても期日は開かれる（民執199条V）。財産開示期日は非公開で行われる（民執199条VI）。

(2) 財産開示制度の利用状況

財産開示制度の申立件数は、次頁の図表のとおりである⁵。

⁵ 全地裁総数は、最高裁判所資料に基づく今井和男「財産開示制度導入の経過と現状」日本弁護士連合会「自由と正義」vol.61(2010年7月号)44頁より、東京地方裁判所の数字は、金融法務事情1918号87頁より。

【財産開示制度の申立件数】

年度	全地裁総数	東京地裁
2006年	789	133
2007年	663	108
2008年	884	154
2009年	893	180
2010年	—	193

東京地方裁判所については、平成 15 年改正法により創設された制度としては、扶養義務等に係る債権に基づく差押えと並んで相応の利用がされていると評価されているが（前掲「金融法務事情」1918 号 89 頁），諸外国における財産開示同様の制度の利用状況と比較すると申立件数は著しく低く，十分な機能を果たしているとは言い難い状況にある（日弁連におけるアンケート結果につき福崎剛志「財産開示手続をいかに改革すべきか」日本弁護士連合会「自由と正義」vol. 61(2010 年 7 月)47 頁）。

(3) 財産開示制度の問題点

現状の財産開示手続を前提とした各条文の理論的な問題点については概説書などでも詳細に触れられているところである（たとえば手続を利用できる債務名義が限定されている（民執 197 条 1 項）点について，中野・前掲 835 頁）。

最も大きな問題点としては，債務者の不開示に対して，開示自体を強制するための手続は規定されていない点が上げられる（中野・前掲 833 頁）。

現行法においては，①開示義務者が，正当な理由なく，裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず，又は財産開示期日において宣誓を拒んだ場合，②財産開示期日において宣誓した開示義務者が，正当な理由なく，陳述すべき事項について陳述せず，又は虚偽の陳述をした場合には，30 万円以下の過料に処せられることになっている（民執 206 条 1 項）。

しかし，このような制裁の発動は裁判所の裁量に委ねられており，そもそも開示を強制する機能を有していない（中野・前掲 833 頁）。

また，財産目録に虚偽の記載をしたり，期日において虚偽の陳述をしても，その虚偽であることを確認すべき手段はなく，疑問があっても債務者の言を受け入れざるを得ない状況にある。

7 検討すべき事項

(1) 概要

我が国の財産開示制度の問題点と諸外国の立法例を踏まえると，財産開示制度をより実効性のあるものとするために，我が国においても次の各制度の導入を検討することが考えられる。

- ① 財産開示期日への不出頭等に対する簡易迅速な身柄拘束制度の導入
- ② 第三者照会制度の導入
- ③ 債務不履行者名簿（ブラックリスト）制度の導入

(2) 若干の検討

ア 韓国における実情からわかるように、これらの制度は、セットとしてはじめて財産開示制度の機能を十分に果たしうる。

しかしながら、この制度はいずれも導入に当たっては解決しなければ問題が多く、現時点においてすべてを同時に導入することは困難と考えられる。それぞれの制度で解消すべき問題について簡単に触れると以下のとおりである。

イ 韓国において最も効果的と考えられる債務不履行者名簿登載制度は、裁判所のほか、各自治体、金融機関などのとりまとめ機関に名簿が備え置かれることによって、効果を発揮している。我が国で導入するためには、名簿の管理を含めて各自治体、民間団体の協力が必要になる。どのような民間団体とするか、選別方法、範囲が問題となる。それらの団体には情報流出の場合のリスクを負担してもらう必要がある。

債務不履行の程度によっては、債務者に対してそこまでの不利益を課すことに対する批判は十分想定されることであり、その批判に対する十分な正当化根拠が必要である。

ウ 韓国の監置制度と類似の簡易迅速な身柄拘束制度については、短期間とはいえ韓国では刑事被告人と同じような処遇となりそのような不利益を課す必要があるのか、特別な処遇を考えるにしても、ドイツのような民事拘禁の制度をもたない我が国において、さしあたり拘禁施設をどうするのが問題となる。新たな施設を設けることについて、効果との関係で不均衡が想定される。具体的な処遇についても問題となろう⁶。

なお、財産開示の制裁として、現行の過料の金額の増額あるいは罰金刑の導入も考えられる。しかしながら、債務の弁済ができない者に金銭の負担を課すことが制裁としてどの程度効果があるのか疑問である。中には債権者には支払いたくないが過料なら払うという者も出てきかねない。

エ 第三者照会制度については、平成 15 年改正においても検討されている（今井・前掲 45 頁）。そこでは、第三者に回答義務を課す根拠、公的機関の有する個人情報を使用することについてのプライバシー侵害の問題が指摘されている。この点、預金債権の差押えにおいて支店までの特定は必要ないとするよう運用を改善すれば第三者照会制度の必要が減じられよう。現時点において支店の特定を要求することは裁判所の預金管理システムの理解不足によるところが大きいものといえ、早晚改められる必要がある。

オ このようにそれぞれの制度で解消すべき問題点は存在するが、当面は、裁判所における債務不履行者名簿の備置きの制度の導入が我が国においては最も現実的で実現可能なように思われる。債務不履行の事実自体が裁判所に知れている事実であり、そのような事実の開示（公開）をどの範囲まで認めるかの問題に集約

⁶ ドイツにおける民事被拘禁者の処遇で受刑者と異なる点は、①私服着用等に制限がないこと、②職員を介した物資購入に制限がないこと、③労働義務がないこと、④面接相手の制限がなく、かつ、週二回の面接ごとに 45 分の面接時間が与えられること、⑤電話による通話時間に制限がないこととのことである（鈴木・前掲判タ No. 1057(2001 年)24 頁）。

されるように思われる。債務を履行していないことをプライバシーとして保護すべきかは疑わしい。他方、実施に当たり新たな施設を要することも、第三者（機関）の協力も必要ない。

したがって、財産開示制度の実効性を高めるための改正の方向性として、まずは債務不履行者名簿登載制度を導入することを前提として細部の検討をすることを提案したい。

8 まとめ

現状の財産開示制度については、財産開示によって債務者の財産が明らかになることは期待できず、債権者代理人としては、債務者が期日に出頭して和解に応じることを期待して、あるいは債権者（依頼者）が債務者に何の財産もないことを知らしめるため（いわば債権者の納得のため）に利用することが考えられる。多くの弁護士はそのようなことに弁護士費用をかけて手続することに経済合理性はないことを債権者（依頼者）に説明して、申立て自体を行わないことが多いであろう。余裕のある債権者であれば、財産開示によって債務者から提出された財産目録をもとに破産手続開始申立をすることも考えられるが、長引く経済不況も関係してか最近はそのような利用の機会も少なくなったものと思われる。

現時点における統計上の申立件数から見ても、結論として、現状の財産開示手続は全く機能していない制度といっても過言ではない。

したがって、法改正による制度の実効性確保が不可欠である。

我が国の民事裁判制度には、立法段階の議論において、机上の弊害論が強調されすぎて制度の実効性が骨抜きにされ、せつかく立法されても実務においては全く利用されない制度が少なくない（民訴 132 条の 2 以下の提訴前の証拠収集処分等など）。財産開示手続もその典型である。

本当に財産がない者に刑罰を科すなどの必要性は全くないが、本当はあるのに支払わない、あるいは財産を隠匿する債務者については、社会全体が厳しい対応をすることは法治国家の当然あるべき姿として必要なことである。

問題の本質を正しく理解したうえで、より効果的な財産開示の制度を構築することが喫緊の課題である。

以上

損害賠償の填補に関するアンケート報告

1 調査の目的

不法行為に基づく損害賠償制度には、被害者の救済と違法な行為の抑止というふたつの側面があるが、第11回業務改革シンポジウム第11分科会では、違法行為の抑止という点に焦点をあわせ、「悪質な態様のものについては、抑止目的の付加金を課するという制度」の合理性について検討を行うにつき、ディスカッション等の素材とするために、アンケートを実施した。

2 調査設計及び回収状況、集計方法

- (1) 実施時期 2011年6月23日から7月15日まで
- (2) 調査対象 57期以上の弁護士会員(18923人)
- (3) 調査方法 ファックス送信(大規模事務所宛には別途郵送)
- (4) 回答数 776
- (5) 回収率 4.1%

3 調査用紙

資料11-2「損害賠償の填補に関するアンケート」調査票を参照のこと。

4 調査結果

資料11-3「回答件数一覧」及び資料11-4「自由記載等まとめ」(DVD-Rに収録)を参照のこと。

【回答期限：7月15日(金)】

2011年(平成23年)6月23日

第17回弁護士業務改革シンポジウム 第11分科会アンケート

損害賠償の填補についてのアンケート

日弁連では、本年11月11日(於：横浜市)に第17回弁護士業務改革シンポジウムを開催しますが、第11分科会では「民事裁判の活性化～財産開示の活用/損害賠償の充実へ～」をテーマとします。不法行為に基づく損害賠償制度には、被害者の救済と違法な行為の抑止というふたつの側面がありますが、このうち、違法行為の抑止という点に焦点をあわせ、悪質な態様のものについては、抑止目的の付加金を課するという制度の合理性についてディスカッションする予定です。これに先立ち、同シンポジウムの検討の素材とするために、下記のアンケートを実施させていただきたくこととなりました。

つきましては、以下の項目についてお答えくださいますよう御協力をお願いいたします。なお、訴訟代理人としての実体験に基づいてお答えください。

{ 弁護士会 } { 期 } (お差し支えなければ御記入願います 男・女)

1 あなたが過去5年間に扱った損害賠償請求事件(不法行為や契約責任上の事件等)での認容額について、どのように思いますか。該当するところに1つだけ を付け、可能であれば具体的内容を記載してください。

A 精神的損害 (かなり高い・ 高い・ ちょうど良い・ 低い・ かなり低い)

可能であれば、具体的内容をお書きください _____

B 身体的損害 (かなり高い・ 高い・ ちょうど良い・ 低い・ かなり低い)

可能であれば、具体的内容をお書きください _____

C 物的損害 (かなり高い・ 高い・ ちょうど良い・ 低い・ かなり低い)

可能であれば、具体的内容をお書きください _____

D 逸失利益 (かなり高い・ 高い・ ちょうど良い・ 低い・ かなり低い)

可能であれば、具体的内容をお書きください _____

2 認容額が低くなっているのは、どのような理由からだと思えますか(複数回答可)

- A 損害について、差額説(加害行為が無かった場合の財産状況と現状の差額とする考え方)のため
- B 相当因果関係の認められる範囲が狭いため
- C 裁判官が損害と認めても損害額の算定について控えめな認定をするため
- D 精神的な損害についての金銭評価が低いため
- E 裁判所が民事訴訟法248条を十分活用しないため
- F 債権者側の損害軽減責任や過失相殺の認定が高いため
- G その他(自由にお書き下さい)

3 付加金制度(例えば、使用者が時間外手当などの割増賃金を支払わなかった場合、裁判所が労働者の請求により、それらの労働者に支払わなければならない未払金と同額の金員の支払いを命ずることができる制度(労基法114条))の損害賠償への導入についてどのように思いますか。

【回答期限：7月15日（金）】

- (1) 導入について
- A 導入に賛成
 - B 導入に反対
 - C 内容によっては賛成 (2)の質問へ
 - D わからない
- (2) どのような場合であれば賛成ですか。
- A (一般的な事案の場合)実損害額と同額までなら賛成
 - B (特定の事案の場合)実損害額と同額までなら賛成
導入が考えられる事案 _____

4 賠償額を加算することについてお聞きします。ご自身の考えに近いものに1つだけをつけて、可能であれば具体的な事例を記載してください。

- A 抑止力としての加算するという考え方
(賛成 ・ 事案によっては反対 ・ 反対 ・ どちらとも言えない)
可能であれば、具体的内容をお書きください _____
- B 加害者が違法行為を止めるまで加算するという考え方
(賛成 ・ 事案によっては反対 ・ 反対 ・ どちらとも言えない)
可能であれば、具体的内容をお書きください _____
- C 加害者が違法行為を継続することが経済的に釣り合わないと思う金額まで加算するという考え方
(賛成 ・ 事案によっては反対 ・ 反対 ・ どちらとも言えない)
可能であれば、具体的内容をお書きください _____

5 懲罰的損害賠償制度についてお聞きします。

- (1) 導入について
- A 賛成
 - B 反対
 - C 場合によっては賛成 (2)の質問へ
 - D わからない
- (2) どのような場合であれば賛成ですか。
- 一般的な事案の場合(あなたの考えに近いものに1つだけ を付けてください)
- A 実損害額と同額までなら賛成
 - B 実損害額の2倍までなら賛成
 - C 実損害額の2倍以上でも賛成
- 特定の事案の場合(あなたの考えに近いものに1つだけ を付けてください)
- A 実損害額と同額までなら賛成 (事案例)
 - B 実損害額の2倍までなら賛成 (事案例)
 - C 実損害額の2倍以上でも賛成 (事案例)

御協力ありがとうございました。

以上

回答者基本情報

総回答数 776

性別	回答数
男	538
女	76
記載なし	161

期	回答数
最小	3
最大	57
回答が最も多い期	57
記載なし	63

会	回答数	併設協会	回答数
00 記載なし	118	山口県	5
01 東京	55	岡山	6
02 第一東京	56	鳥取県	6
03 第二東京	90	島根県	0
04 横浜	29	福岡県	21
05 埼玉	19	佐賀県	4
06 千葉県	10	長崎県	3
07 茨城県	3	大分県	4
08 栃木県	3	熊本県	9
09 群馬県	12	鹿児島県	7
10 静岡県	15	宮崎県	7
11 山梨県	3	沖縄県	6
12 長野県	3	仙台市	11
13 新潟県	6	福島県	4
14 大阪	82	山形県	6
15 京都	17	岩手	2
16 兵庫	27	秋田	2
17 奈良	7	青森県	0
18 滋賀	2	札幌	26
19 和歌山	5	函館	3
20 名古屋	13	旭川	2
21 三重	8	釧路	3
22 岐阜	4	香川県	9
23 徳島	2	徳島	4
24 金沢	6	高知	4
25 富山	5	愛媛	2
26 広島	10		

各設問に対する回答数

問1 認容額について	回答数
A 1かなり高い	5
B 2高い	23
C 3ちょうど良い	114
D 4低い	356
E 5かなり低い	226
F 1かなり高い	4
G 2高い	15
H 3ちょうど良い	276
I 4低い	348
J 5かなり低い	50
C 1かなり高い	1
D 2高い	13
E 3ちょうど良い	301
F 4低い	332
G 5かなり低い	47
D 1かなり高い	7
E 2高い	36
F 3ちょうど良い	257
G 4低い	332
H 5かなり低い	64

問2 認容額が低くなっている理由	回答数
A 差額説明	211
B 相当因果関係の範囲が狭い	186
C 裁判官の認定が控えめ	389
D 精神的損害の金銭評価が低い	527
E 民法248条の不活用	151
F 過失相殺の認定が高い	114
G その他	45

問3(1)付加金制度導入について	回答数
A 賛成	145
B 反対	220
C 内容によっては賛成	293
D わからない	92

問3(2) 問3(1)C 賛成の内容	回答数
A 一般的・同額	141
B 特定事案・同額	155

問4 賠償額加算について	回答数
A 抑止力として加算	263
1 賛成	130
2 事案によって反対	203
3 反対	94
4 どちらともいえない	
B 違法行為を止めるまで加算	294
1 賛成	120
2 事案によって反対	139
3 反対	107
4 どちらともいえない	
C 違法行為継続が経済的に釣り合わない金額まで加算	295
1 賛成	94
2 事案によって反対	160
3 反対	124
4 どちらともいえない	

問5(1)懲罰的損害賠償制度の導入	回答数
A 賛成	50
B 反対	237
C 内容によっては賛成	442
D わからない	37

問5(2) どのような場合に賛成か	回答数
A 同額	161
B 2倍まで	113
C 2倍以上	116
特定事案	
A 同額	83
B 2倍まで	96
C 2倍以上	16